

平成16年5月27日
総務省 東北管区行政評価局

東北大学医学部附属病院の駐車料金の入院 患者の家族に対する負担の軽減について

- 行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん -

総務省東北管区行政評価局では、申し出られた国の行政に関する苦情等の行政相談のうち、制度改革しなければ苦情の解決が図られないもの、相談者の利益と公共の利益の調整が必要なものなど、高い立場に立った検討を加える必要があるものについては、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議(昭和61年12月設置。座長:石田眞夫)に付議し、その的確かつ効果的な処理を推進しています。

本行政相談については、平成16年3月開催の行政苦情救済推進会議での検討結果を踏まえ、平成16年5月27日、国立大学法人東北大学病院長に対して、改善を図るようあっせんしました。

(本件照会先)

総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官 佐藤 武男
電話:022(262)7840

行政相談の要旨

私は、東北大学医学部附属病院(以下「大学病院」という。)に家族が入院しているので、身の回りの世話をを行うために、土曜日、日曜日及び祝日も含め、毎日のように病院に出向き、駐車場を利用している。

しかし、同室許可を受けた入院患者家族のみ駐車料金が軽減されているが、それ以外の入院患者の家族は、見舞者及び来訪者と同様の駐車料金が適用される。

他方、国立仙台病院などの他の公的病院では、入院患者の家族の駐車料金は無料又は割引となっている。

大学病院においても、身の回りの世話のために通う入院患者の家族の負担とならないよう、駐車料金を軽減してほしい。

(注) 相談要旨にある大学病院は、平成15年10月1日に東北大学歯学部附属病院と統合されて、その名称が東北大学病院に改められ、さらに、平成16年4月1日に東北大学が国立大学法人化したことに伴い、その名称が国立大学東北大学病院となったが、医療法上の名称は東北大学医学部附属病院のままである。

< 外来駐車場 >

(制度・仕組み)

平成13年度まで

駐車規制なし
駐車料金利用区分(下記区分により料金設定)
外来患者、入院患者家族*、見舞者・来訪者

* 同室許可の有無にかかわらず、
駐車場料金を優遇

来院者が集中し、駐車場が渋滞

(現状・実態)

平成14年度以降

駐車規制(平日)

- ・午前7時～午後2時30分は次の者のみ駐車が可能
外来患者・同室許可を受けた入院患者家族
- ・午後2時30分以降は見舞者・来訪者(含む同室許可を得ていない入院患者の家族)の駐車が可能

駐車料金利用区分(下記区分により料金設定)

外来患者、同室許可を受けた入院患者家族、見舞者・来訪者(含む同室許可を得ていない入院患者の家族)

平日午後2時30分以降、空きスペースが4割前後

相談者のような同室許可のない入院患者の家族にとって駐車料金の負担増

検討結果

身の回りの世話をするために来院する入院患者の家族の負担軽減を図ることが適当

土曜日及び休日は外来患者が来院しないことはいうに及ばず、平日の午後2時30分以降の時間帯は4割前後の空きスペースがあり、外来患者の駐車を優先する状況にない

駐車場の維持管理費用をまかなってなお、料金収入から大学病院に多額の助成を可能とする料金水準の設定は、見直しの余地がある

あっせん要旨

大学病院は、土曜日、休日及び平日の午後2時30分以降の時間帯における外来駐車場の料金について、身の回りの世話をするために来院する入院患者の家族の負担を軽減するため、駐車料金の引下げや家族当たりの駐車台数の緩和を段階的に行うことなどを含め、必要な措置を検討すること